免責事項

本ウェブキャストに含まれる情報は一般的なものであり、デロイトトウシュトーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）が、当該情報により専門的な助言やサービスを提供するものではありません。財務または事業に影響を与える可能性のある、いかなる意思決定または行動の前には、必ず適切な専門家にご相談ください。

本ウェブキャストに含まれる情報の正確性や完全性について、明示的または黙示的を問わず、いかなる表明、保証または約束をするものではありません。またDTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員、職員または代理人のいずれも、本ウェブキャストに依拠することにより、直接的または間接的に発生するいかなる損失および損害に対して責任を負うものではありません。DTTLならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

© 2021. For information, contact Deloitte China.

Deloitte.

再保険契約に係る契約の境界線の評価

フランチェスコ・ナガリ、グローバル・IFRS保険リーダー|2021年11月

議題

- 契約の境界線を識別するためのIFRS第17号の要求事項
- 設例
- 実務上の考慮事項

© 2021. For information, contact Deloitte China.

契約の境界線

なぜ重要か

契約の境界線は

IFRS第17号における測定上、いずれの期待キャッシュ・フローを考慮すべきかを決定するための重要なパラメーターである。

保険契約における企業の権利または実質的な義務が終了する将来の時点を示す。

キャッシュ・フローが契約グループの測定に含まれるか、または将来の契約グループの測定に含まれるかを区別する。

適用すべき測定モデル（すなわち、PAAまたはGMM）、コホートのグルーピングおよび認識時点の評価に結果的として影響を及ぼす。例えば、契約の境界線の分析を実施した結果、法的には単一の契約が、会計上は複数の契約に分割される結果となるシナリオがある。

© 2021. For information, contact Deloitte China.

契約の境界線

IFRS第17号の要求事項

報告期間中に存在する実質的な権利および義務から以下のようなキャッシュ・フローが生じる場合、当該キャッシュ・フローは契約の境界線内にある。

再保険者

- **保険料の支払を**出再者に**強制できる**、**または**
- 出再者に**サービスを提供する実質的な義務を有する**

再保険者にとっての契約の境界線

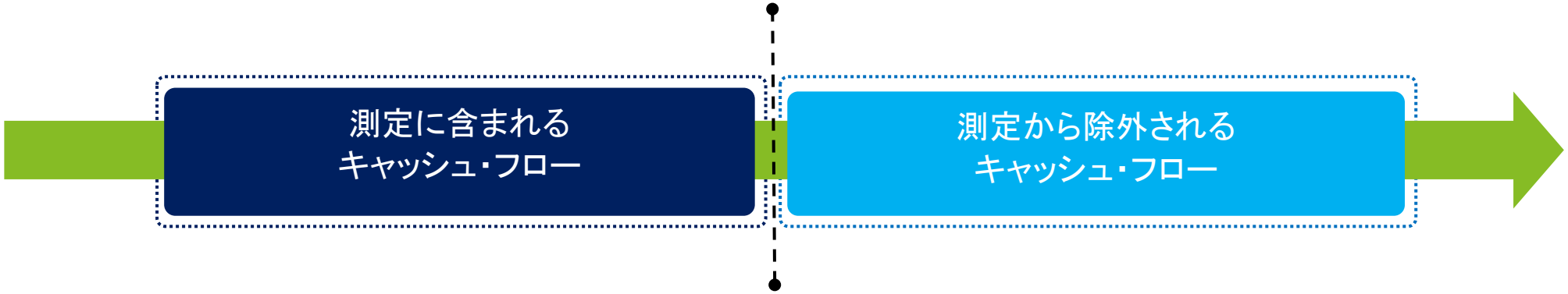

出再者

- 再保険者への**保険料の支払を強制**され得る、**または**
- 再保険者から**サービスを受領する実質的な権利を出再者が有する**

出再者にとっての契約の境界線

契約の境界線は、実質的な権利および義務の間の、**最も遠い将来時点**に設定される。

© 2021. For information, contact Deloitte China.

契約の境界線

リスクを完全に再評価する実質上の能力の評価

サービスを提供する再保険者の実質的な義務（サービスを受領する出再者の実質的な権利）は、**再保険者が以下を有する時点で終了する** 。

保険契約で移転された**リスクを再評価し、**当該再評価されたリスクを完全に反映する**価格または給付水準**を設定できる実質上の能力、または

カバーを終了する実質的な権利。

契約の境界線は、実質的な権利および義務に関する状況の変化の影響を含めるために、**報告日ごとに再評価される。**

どのような場合に企業は、契約の<u>リスクを完全に再評価する実質上の能力</u>を有するか？

- 同日に発行される新規契約で既存契約と同じ特性のものに価格を設定する場合と同じ方法で、**個々の既存契約の新規価格**を設定できる。
- 後日に請求する価格と整合するように、個々の契約の**給付を変更**できる。
- 保険契約ポートフォリオにおけるリスクの全体的な変化を反映するように、**既存契約のポートフォリオの価格改定（または給付の変更）**をすることができる－この特定の能力は、契約の境界線が存在するために必要であるが、これだけでは十分ではない。

© 2021. For information, contact Deloitte China.

契約の境界線

IFRS第17号要求事項（続き）

ミラー・イメージの理屈からではあるが、契約の境界線は、再保険者と出再者の間で同日となる。その理由は次のとおりである。

出再者がサービスの提供を受領する権利を有するときは再保険者はサービスを提供する義務を負う。

出再者が保険料を支払う義務を負うときは、再保険者は出再者に保険料の納付を強制する権利を有する。

実質的な権利および義務の双方にかかる契約に関連するすべての事実および状況は、契約の境界線を評価する際に考慮しなければならない。

© 2021. For information, contact Deloitte China.

設例

価格改定メカニズムを有する再保険契約

企業Y（出再者）は、再保険者Bから、以下の条件で、クオータシェア再保険契約（投資要素に該当するノン・プロポーショナルなプロフィット・コミッションを含む）を購入した。

- カバー期間1年の保険
- 再保険者は、90日前に事前通知を行うことにより、出再者のリスクを完全に再評価する（すなわち、出再割合またはプロフィット・コミッション率の変更）権利を有する。
- 出再者は、提示された新価格を受け入れる権利または解約する権利を有する。
- 上記の提示がない場合、出再者は、以前に合意した価格で保険料を支払い続ける義務がある。

会計上の論点

再保険者が将来の残存カバーについて価格改定する権利を有する場合

- ***再保険契約を締結保有している出再者***
- ***再保険契約を発行した再保険者***

上記の者について契約の境界線内に含まれるキャッシュ・フローは何か？

© 2021. For information, contact Deloitte China.

設例

価格改定メカニズムを有する再保険契約（続き）

契約の境界線は、実質的な権利と義務の間の、**最も遠い将来時点**に設定される。

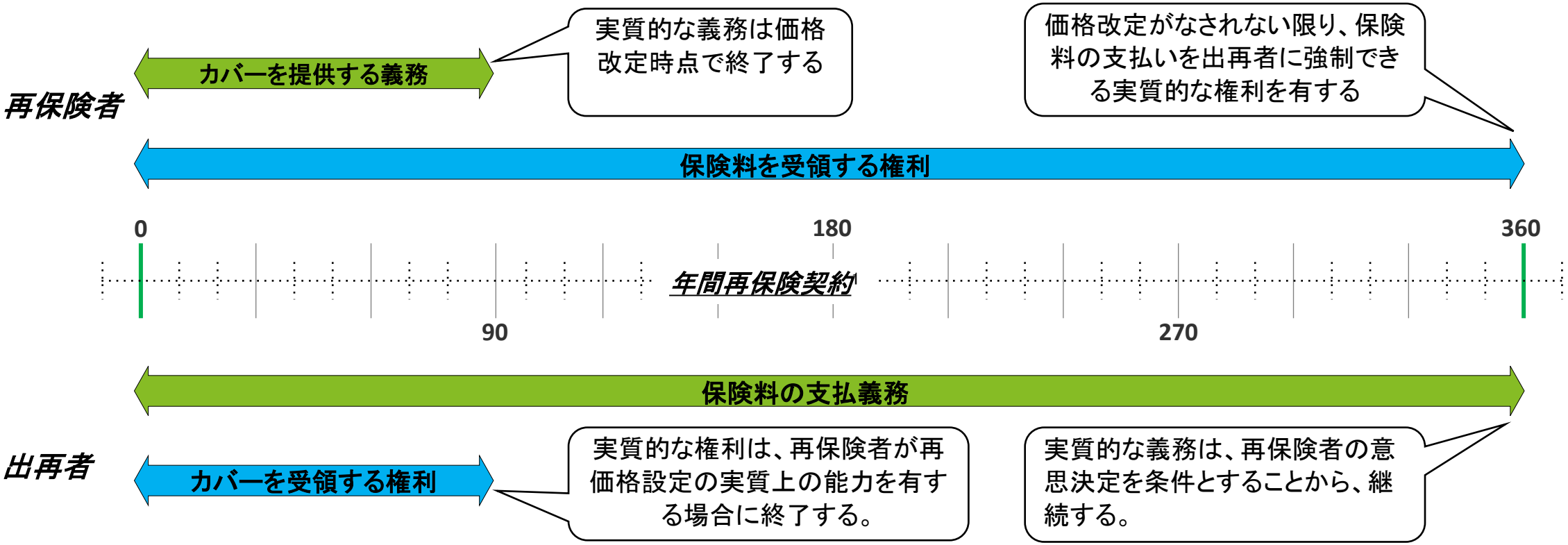

1　説明のため、1ヶ月は30日と仮定する。

© 2021. For information, contact Deloitte China.

設例

価格改定メカニズムを有する再保険契約（続き）

再保険契約の契約の境界線は、再保険者と出再者の両者とも**1年（12ケ月）**である。

出再者：保有している再保険契約によりカバーされている、12ケ月以内に発行される予定の、基礎となる保険契約から生じるすべてのキャッシュ・フローは、保有している再保険契約の契約の境界線に含まれる。

再保険者:再保険契約によりカバーされている、12ケ月以内に発行される予定の、出再者の基礎となる保険契約から生じるすべてのキャッシュ・フローは、発行される再保険契約の契約の境界線に含まれる。

© 2021. For information, contact Deloitte China.

設例

2つの解約条項が共存する再保険契約

企業X（出再者）は5年間の定期保険契約（基礎となる保険契約）を出再するために再保険者Bからクオータシェア再保険契約を購入した。

- 再保険者および出再者は、30日前に事前通知を実施する条件で、出再者により発行される新規契約に関して当該**再保険契約を解約する権利**を保有している。
- 当該解約権は、解約通期期間前に既に発行および出再されている基礎となる保険契約に影響はない。
- 再保険者は、年次で出再者のリスクを完全に反映させた価格改定をするための**実質上の能力**を保有している。
- 価格改定は、価格改定日後、出再される新規再保険契約のみに適用される。

会計上の論点

出再者および再保険者が事前通知期間内に再保険契約を解除できる権利を保有している時、出再者と再保険者の観点から再保険契約の契約の境界線はどのように解釈するか？

© 2021. For information, contact Deloitte China.

設例

2つの解約条項が共存する再保険契約（続き）

すべての関連する事実と実質的な権利と義務に関連するすべての契約状況を考慮すると、評価は次のとおりとなる。

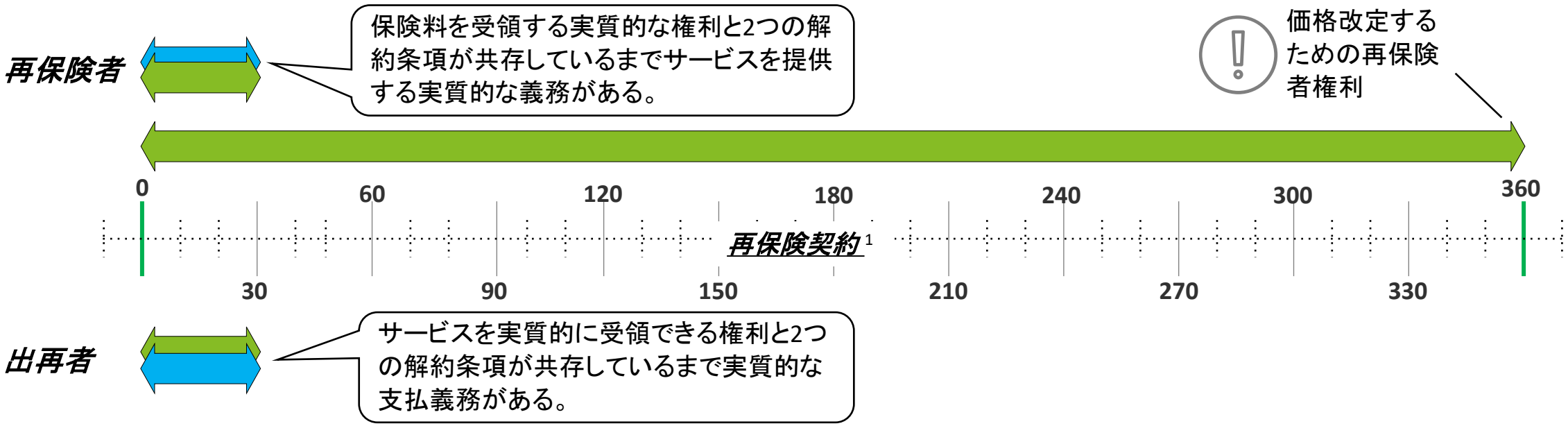

年次の価格改定条項の影響は、価格改定時点で再保険者はリスクを完全に再評価することで、契約の境界の特性を有する価格改定が可能であることを示すが、当該再保険契約に対する**境界線は一つしか存在しない**。

1　便宜上, 1ケ月は30日と想定する。

© 2021. For information, contact Deloitte China.

設例

2つの解約条項が共存する再保険契約（続き）

複数の実質的な義務の解約日（または出再者にとって複数のサービスを受領する権利の解約日）を有する場合、IFRS第17号のアプローチは、実質的な義務が当初認識時点に設定された元の形でなくなる場合、早い方の日での識別を要求している。

特定の日までに保険料の支払を強制する権利（または出再者にとって支払う義務）の有無についての検討は必要であり、実質的な権利と実質的な義務の間の境界線としてさらに離れた日を検討する論理に変更はない。

支払を強制する再保険者の実質的な権利（出再者にとって支払う義務）の検討は、この設例では30日間である。

出再者: サービスを受領する実質的な権利および保険料を支払う実質的な義務は、事前通知期間（すなわち、30日間）の後に終了する。

再保険者: 30日間の事前通知をもって契約を一方的に終了する再保険者の権利は、再保険者の権利および義務を完全に終了する実質上の能力に相当する。

© 2021. For information, contact Deloitte China.

実務上の考慮事項

IFRS第17号の要求事項を適用する際の実務上の考慮事項

- 保険契約の権利および義務（契約、法律、規則の制限、企業の取引慣行）を考慮し、保険契約の境界線を決定する際には**判断**が要求される。

- 再保険契約の実質的な権利および義務の組み合わせは、**当初測定日現在まだ発行されていない**基礎となる契約からのキャッシュ・フローを含む保険契約の境界線になる可能性があるが、現行の慣行から著しく異なる。

- 必要に応じて関連する契約の境界線内に含まれる（または除外される）キャッシュ・フローを伴う、**法的には単一の契約の中に含まれる会計上の契約**（すなわち、契約の境界線、カバー期間、ポートフォリオ/契約グループへの配分）についてのIFRS第17号の性質を正しく反映し得るIFRS第17号の解決策を**設計する**。

- IFRS第17号の適用の結果、実務上の複雑性を軽減するために、出再者および再保険者が**既存の再保険契約を再検討する**ことを決定する可能性。

© 2021. For information, contact Deloitte China.

コンタクトの詳細

Francesco Nagari

Deloitte Global IFRS Insurance Leader
+852 2852 1977 or frnagari@deloitte.com.hk

Keep connected on IFRS Insurance with Deloitte:

- Follow my latest posts @francesco-nagari-deloitte-ifrs17
- Follow me @Nagarif on
- Subscribe to the Insights into IFRS Insurance Channel on
- Connect to Deloitte's IFRS Insurance Group on for all the latest IFRS news
- Add Deloitte Insights into IFRS Insurance (i2ii) at www.deloitte.com/i2ii to your internet favourites
- Visit:
    - IAS Plus IAS Plus — IFRS, global financial reporting and accounting resources
    - Deloitte Accounting Research Tool Home | DART – Deloitte Accounting Research Tool

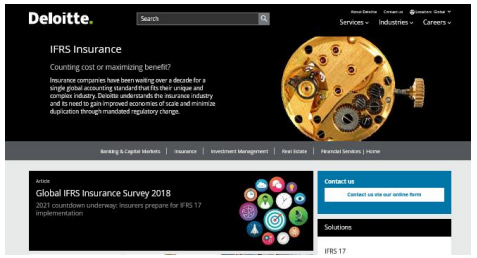

© 2021. For information, contact Deloitte China.

Deloitte.

About Deloitte

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited ("DTTL"), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the "Deloitte organization"). DTTL (also referred to as "Deloitte Global") and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about to learn more.

Deloitte is a leading global provider of audit and assurance, consulting, financial advisory, risk advisory, tax and related services. Our global network of member firms and related entities in more than 150 countries and territories (collectively, the "Deloitte organization") serves four out of five Fortune Global 500® companies. Learn how Deloitte's approximately 330,000 people make an impact that matters at www.deloitte.com.

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which are separate and independent legal entities, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Osaka, Seoul, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo.

The Deloitte brand entered the China market in 1917 with the opening of an office in Shanghai. Today, Deloitte China delivers a comprehensive range of audit & assurance, consulting, financial advisory, risk advisory and tax services to local, multinational and growth enterprise clients in China. Deloitte China has also made—and continues to make—substantial contributions to the development of China's accounting standards, taxation system and professional expertise. Deloitte China is a locally incorporated professional services organization, owned by its partners in China. To learn more about how Deloitte makes an Impact that Matters in China, please connect with our social media platforms at www2.deloitte.com¥cn¥en¥social-media.

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited ("DTTL"), its global network of member firms or their related entities (collectively, the "Deloitte organization") is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser.

No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication. DTTL and each of its member firms, and their related entities, are legally separate and independent entities.

© 2021. For information, contact Deloitte China.

Deloitte.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人、DT弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市以上に1万名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループWebサイト（ www.deloitte.com/jp ）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（"DTTL"）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して"デロイトネットワーク"）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または"Deloitte Global"）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTLおよびDTTLの各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTLはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。
デロイト アジア パシフィック リミテッドはDTTLのメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける100を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務およびこれらに関連するプロフェッショナルサービスの分野で世界最大級の規模を有し、150を超える国・地域にわたるメンバーファームや関係法人のグローバルネットワーク（総称して"デロイトネットワーク"）を通じFortune Global 500®の8割の企業に対してサービスを提供しています。"Making an impact that matters"を自らの使命とするデロイトの約312,000名の専門家については、（ www.deloitte.com ）をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（"DTTL"）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して"デロイト・ネットワーク"）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。またDTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接また間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTLならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

© 2021. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.